

# 長崎県ブランド農産加工品認証制度 「長崎四季畑」の商品を募集します

《令和5年度新規認証商品》



「長崎四季畑」認証制度とは、長崎県内の優れた農産加工品を県が認証する制度です

## 認証のメリット

### ◆認証マークが使用できます

認証マークの使用で、県の認証商品として、商品に付加価値がつきます

### ◆県の重点PR商品として販売を支援します

イベントやプレゼントキャンペーン等の実施によりPRします  
商談シート作成アドバイスやWEB商談等により販路拡大を支援します

### ◆商品力の向上につながります

認証審査において、専門家（学識経験者、流通、小売業、料理人等）の審査を受けるため、専門家の意見を今後の商品力向上に活かすことが出来ます

**募集締切 令和6年7月31日（水）**



詳細は、募集要項でご確認ください  
（ホームページにも掲載しています）

Facebookも更新中  
「いいね！」をクリック♪



長崎四季畑

検索

長崎県農林部 農産加工流通課  
〒850-8570 長崎市尾上町3-1  
TEL 095(895)2996



## 募集農産加工品の範囲と条件

---

- ◆申請者は、長崎県内において農産加工品の製造または販売している個人又は法人等であること
- ◆長崎県産農産物（農林畜産物）を使用した農産加工品であること（原則として県内で製造されたもの）  
例）野菜、果樹加工品（漬物、ジャム）、麺類、菓子類、乳製品、畜産加工品、調味料（味噌、醤油）、飲料等
- ◆関連法令に違反していない商品であること  
食品添加物の使用にあたっては国の基準に準拠すること  
表示等に関する法律を遵守していること
- ◆衛生的な施設で加工製造されていること
- ◆令和6年11月30日時点で1年以上の販売実績があること

## 申請方法

---

- ◆募集期間 令和6年5月29日（水）～7月31日（水）（必着）
- ◆申請方法
  - ①申請書一式
  - ②食品衛生監視票（保健所発行）又はHACCP認定機関発行の認定書類
  - ③県税の未納がないことを証する証明書
  - ④消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書（課税事業者のみ）  
を添付又は同封し、メール、郵送又はご持参ください。  
※②③④については、写しでも可
- ◆提出先 〒850-8570 長崎市尾上町3-1  
長崎県 農林部 農産加工流通課 「長崎四季畑」担当  
TEL 095(895)2996  
FAX 095(895)2592

※ 申請書、募集要項は、ホームページからダウンロードできますのでご利用ください ※  
<https://www.pref.nagasaki.jp/tisan/shiki/>

## 審査方法

---

- ◆申請書を受領後、提出された申請書に基づき予備審査（申請書類の書面確認及び現地調査）を行います。（8～9月頃予定）
- ◆予備審査を通過した商品については、総合審査会（食味審査等）を開催し、商品コンセプトを基に、長崎県らしさ、味覚、デザイン性等について総合的に審査します。（11月中旬頃予定）  
総合審査会には、申請商品の提供をいただくとともに、ご出席いただき、商品のPRを行っていただきます。
- ◆今年度更新となる既存の認証商品については、商品の味、デザイン等変更がない場合に限り、予備審査（申請書類の書面確認）のみとします。

## その他注意事項

---

- ◆申請にあたって、虚偽の記載等があれば認証を取り消す場合があります。